

平成27年6月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	吉田栄光
委員会開催日	平成27年6月25日(木)
所属委員	〔副委員長〕遊佐久男 〔委員〕 鈴木智 佐久間俊男 斎藤勝利 神山悦子 甚野源次郎 川田昌成 渡部謙 青木稔



吉田栄光委員長

(1) 知事提出議案：可 決…33件
：承認…1件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(6月25日(木))

佐久間俊男委員

議案第31号からの工事請負契約の一部変更について、計画の変更に伴うという説明があった。議案によって変更の内容が違うのか、大体同じ内容で変更となっているのか、もう少し具体的に説明願う。

河川整備課長

今回の変更の主な理由は、まず、一連区間の中で用地の関係で中抜けになっている区間があった。また、背後地の防災林事業との調整がつかず、設計が確定できないため中抜けになっている区間もあった。その部分を今回の変更契約で増工し、工区の完成を図ることである。

次に、通常、堤防を覆うコンクリートについては現場で打設しているが、型枠工の手配が最近非常に厳しいため、工場で製作したコンクリートブロックによる被覆に変更したことや現場条件が当初の予想と異なったため工法の変更を行ったことなどが挙げられる。

また、全般的に物価の上昇に伴う単価の変更(インフレスライド)の関係で増額になっているものもあることが主な変更理由である。

鈴木智委員

土の5ページ、復興祈念公園について、都市公園事業であることはわかったが、これは今後事業を進めていく中で、財源においては加速化交付金、基金からの繰り入れでやっていくと理解してよいのか。また、何年くらいの事業となるのか。

まちづくり推進課長

復興祈念公園の財源については、現在加速化交付金で申請しており、その配分待ちである。年度については今年度から

基本構想を策定し、完成が何年度というのはまだ見通せないが、平成32年度には何らかの形を現場で示したい。

甚野源次郎委員

復興祈念公園の基本構想について、今後のスケジュールを聞く。宮城県や岩手県でもそういう声が出てくるだろうが、本県の場合は原発災害もあり、東京オリンピックに向けて、県内外、国外に向けて発信する公園にすべきだと思う。また、構想をつくるときに、大人の視点だけでなく、将来本県を担う子供や若者の視点もしっかり構想の中に組み込む必要があると思う。今後の構想計画について、そういう状況を含めて説明願う。

まちづくり推進課長

スケジュールについては、公園の基本構想を今年度策定する予定である。その後来年度、基本計画ということで計画関係を実施し、平成30年度くらいから現場に入っていきたい。

委員指摘のとおり32年の東京オリンピック開催時には、世界の方々の来訪が実現できればと考えている。

次に、若者あるいは子供の意見をということであるが、双葉・浪江両町を初め被災市町村の方々、若い方も含めた県民の復興祈念公園に対する思いをしっかりと聞き、受けとめながら基本構想を策定したい。

川田昌成委員

これは土木部だけの話ではないが、これだけの大震災、また目に見えない原発災害について、資料館なり記念館なりを公園とあわせたような、本県として未来に向けた大きな構想にしてもらいたい。要望になるが、千年に一度というこれだけの惨事であるから、そういうことを加味して基本構想に取りかかってもらいたい。

神山悦子委員

同じページで、復興公営住宅のサポート施設をつくるという説明があった。高齢者のサポート拠点や診療所スペースを設けることは非常によいことだと思うが、これは今後全てに設けるのか。また、これは避難市町村と相談してのことだと思うが、このあたりの協議をどこでやってこのように決まるのか。

復興住宅担当課長

サポート施設の機能としては2つあり、1つは診療所スペース、もう1つは高齢者サポート拠点を考えている。実際に今回想定しているのは、いわき市、三春町及び二本松市の5地区において、高齢者サポート拠点や診療所だけのもの、あるいは診療所と高齢者サポート拠点をあわせてつくるところもある。

その設置に関しては、いずれも避難元市町村と施設の必要性について調整し、この5地区に要望することで決定した。したがって、これからつくるもの全てに設けるものではない。

神山悦子委員

これからはいろいろな復興公営住宅がつくられると思うが、このサポート施設は戸建てで別棟につくるという理解でよいか。

復興住宅担当課長

サポート施設については、基本的には平屋建ての構造により、県営住宅の中の住棟部分ではなく集会所棟などと一体的に整備する計画となっている。したがって、単独の建物ではなく集会所施設と合築という場合もある。

神山悦子委員

土の33ページ、諸収入の受け入れについては、原子力災害の賠償金で平成25年度の下水道汚泥処理分として入ってきたものを計上していると思うが、県としては年度ごとに要望し、年度ごとに入ってくるのか。過去の分と、これからの分はどのようにここに入ってくるのか説明願う。

下水道課長

原子力災害に係る補償であるので、基本的には年度ごとに請求をしている。平成23～25年度分を年度ごとに請求し、補償を受けている。

神山悦子委員

そうすると、年度ごとに請求して年度ごとに入ってくるものであり、今後もそうなるを見てよいか。

下水道課長

平成26、27年度以降についても、年度ごとに請求していきたい。

神山悦子委員

これは東京電力（株）からの賠償金であるが、スムーズに応じてくれているのか。

下水道課長

下水汚泥処理関係については、その原因が東京電力（株）であるので、基本的なものは全て補償を受けている。なお、人件費など一部受け入れられないものは継続的にやっていきたい。

神山悦子委員

人件費は、ここの汚泥処理に係る人件費そのものと単純に見てよいか。

下水道課長

下水汚泥の処理に係る人件費ということで、県の職員分も含めて、直接処理にかかわらない、具体的にはっきり説明できないものについては交渉しているところである。

吉田栄光委員長

原発事故に起因する汚泥処理という解釈でよいか。もう一度説明願う。

下水道課長

原発事故に起因する汚泥処理の部分の人件費等に係るものである。

神山悦子委員

物理的なものは払われているが、人件費は曖昧にされている印象なので、かかったものはきちんと請求し、賠償が受けられるように今後ともしてもらいたい。これは私からの意見としておく。

土の35～40ページに、今年度の建設事業の一部市町村負担金が提起されている。これは地方財政法から道路法、下水道法に基づいて一部負担金を求めるものであるが、市町村に求める負担の割合がそれぞれ違ったと思うので、この数値を聞

く。

部参事兼土木総務課長

まず、交付金事業の砂防事業は10分の1以内である。

交付金事業の街路事業は10分の0.5以内となっている。

流域下水道事業は事業費の2分の1である。

流域下水道整備事業についても、事業費の2分の1以内、これは管渠とか終末・汚泥処理施設によって割合は少し違うが、管渠だと事業費の4分の1以内、終末・汚泥処理施設だと6分の1以内になっている。

神山悦子委員

市町村負担金については、負担を求めることができるという法律のため、判断でやめることもできる。このあたりは、今後も撤廃をするよう意見を述べておく。

もう一つ、佐久間委員からもあった計画の一部変更について、内容は理解したが、例えば土の52ページについて、差額をざっと計算すると1億5,000万円くらいある。内容が変われば金額の変更は当然あると思うが、余りにも金額の差が大き過ぎる。先ほどの説明だと、中抜けの分が全く計上されておらず、後からその工事が必要だとわかったと思うが、このあたりは精査が必要との印象を受けるが、どうか。

河川整備課長

三滝川の河川災害復旧は、海岸の河口部の工事である。当初、現場打ちで堤防被覆をする計画であったが、円形の形状で複雑であるため、型枠を使って現場でコンクリートを打つと非常に工期を要することが判明した。国との協議により、コンクリートの工場製品ブロックで被覆する形に全面的に設計を見直した結果、工期の短縮になったが、金額的には増額になったということである。

神山悦子委員

工期の変更などがたくさん出ているが、今後も続くと思う。もちろん予測できないことも多々あると思うが、できるだけ精査しながら、余りにも開きがないようにすべきだと思うので、意見として述べておく。

最後に、72ページからの県営住宅明け渡しの件でもう一度確認する。それぞれ説明はあったが、明け渡しは調停ではなく、出ていってもらうようになるので、少し慎重に扱う必要があると思う。75ページの野口氏について、2人の名前が出てくるが、なぜこうなるのか、まずそこを説明願う。

建築住宅課長

野口氏の件について説明する。

野口千栄子氏と野口将之氏は親子関係である。千栄子氏は元の名義人である野口英雄氏の元妻である。千栄子氏については家賃の支払いを含めて退去を求め、将之氏については退去のみを求める申し立てとなっている。

神山悦子委員

通常は1人である。普通は世帯主がいて、家賃滞納があればその人に請求し、明け渡しもその人になる。そうするとこの方は、夫がいなくなって妻がそれを引き継いだことになるが、息子となぜこうなるのかがよくわからない。2人に明け渡しを求めることについてももう少し説明願う。

建築住宅課長

野口英雄氏の相続人が息子の将之氏となっており、そうしたことから2人に請求する形にしている。

神山悦子委員

そうしたら、逆のようにも思える。つまり、相続したのは息子だから息子に明け渡しと家賃の請求をすることも考えられる。ただし息子が何歳かわからないため、息子の年齢に関係なく妻に請求するのか、そのあたりがどうなっているのかももう一度説明願う。

建築住宅課長

野口千栄子氏と野口将之氏は同居しているが、千栄子氏が不適切な状態のまま入居を続けていたため家賃支払いは千栄子氏に請求する。同居しているが、千栄子氏が滞納していた分ということで、千栄子氏に請求する形になっている。

もう一度説明する。

野口千栄子氏は野口英雄氏の元妻で、継承するためには家賃を支払い、そのほかの手続をすることになっているが、千栄子氏が単独で住んでいるときに家賃滞納が発生している。将之氏は29歳で、同居したりしなかったりという状況が続いていたため、千栄子氏に住んでいた分の家賃を請求する形にしたところである。

神山悦子委員

いずれにしても、きちんと何度も接触し、しかも福祉サイドとの連携もしっかりやった上での対応と考えてよいか。それにしても、明け渡しは仕方がない部分もあるかもしれないが、住居を失うことによって何かあってはいけないと思っている。そういう意味の慎重対応を引き続き求めておきたい。

次に、本会議でも質問したが、一つは保証人の関係である。復興公営住宅の避難者への保証人要件を緩和したことについて、これはどう周知徹底するのか。これまでの経緯も含め、内容についてももう一度確認したい。

建築住宅課長

復興公営住宅の保証人の件であるが、4月に入って第3期募集をしたところ、市町村及び入居希望者から保証人がなかなか厳しいと要請された。そうしたことから、内部的に調整を進めて方針を固め、6月2日に確定した文書を被災市町村に通知した。建設事務所には事前に連絡等をとって、手続がスムーズに進むように段取りを進めていたところであり、公表は6月3日に行っている。

連帯保証人については、基本的には親族、知人を想定しているが、今回緩和するのは、2親等以内の親族がいないまたは2親等以内の親族はいるが、高齢で施設に入っている、無職で収入がないなど、連帯保証人になり得ない状況が確認できた場合で、かつ依頼できる知人等が見つからないときに緩和する方針を立てている。

神山悦子委員

そうすると、これは6月2日以降の新しい募集からの対応なのか。それ以前の方は、もう一度募集してくると思うがどうなるのか。

建築住宅課長

市町村には6月2日付で通知しており、手続については第3期募集からと考えている。定期的に毎月募集している方にも対応する方針である。

神山悦子委員

これは大変よいことだと思うが、被災3県の中では本県が早いほうか。

建築住宅課長

ほかの被災県においては本県で行っているような統一的な見解は示さず、1件1件吟味して免除しているという話を聞いている。県としてこういう方針を出したのは本県だけではないかと考えている。

神山悦子委員

非常に評価できる内容だと思う。引き続き別の面でも原発避難者への柔軟な対応を願う。

もう1つ、生活保護世帯の保証人の減免について、ホームレスの場合の入居は保証人なしでもよいという通知が既に出されているが、改めてその内容を説明願う。

建築住宅課長

ホームレスの場合については住居がないことも勘案し、生活保護を受けられるよう福祉と連携している。生活保護を受けられることを条件としているが、そういった方については、県営住宅においても保証人を免除する扱いとしている。

神山悦子委員

これも改めて周知徹底願う。

この問題に絡んで県中建設事務所にも申し入れたが、県営住宅は低収入の方や障がい者などいろいろ大変な方が入居しているが、実際の管理は指定管理者が行っている。制度をいろいろと聞いたときの電話対応が少し高圧的だったことがあって、県中建設事務所に改めて依頼したところである。指定管理者にも県営住宅に入居する方に対する丁寧な対応をきちんとしてもらい、またそのことに対する指導を徹底してもらいたい。全県にあるので、改めて指定管理者への対応を依頼するとともに、このあたりについての考えを聞く。

建築住宅課長

文書等での周知徹底のほかに毎年度担当者会を開いて説明しているが、そういった実情が判明したのであれば、さらに周知徹底を図っていきたい。

神山悦子委員

あえて述べたのは、県中の指定管理者が警備もあわせて指定管理を受けているので、指定管理者への指導と、この住宅を利用する方の状況をよく加味してもらわないと、何のために指定管理を受けてやっているのか、県への批判になりかねないので改めてそこを強調しておきたい。よろしく願う。

甚野源次郎委員

先ほどの部長説明にもあったが、檜枝岐村の県道の件について、私も現地に行って話を聞いてきた。県の出先の所長を含めて対応が早く、環境省、役場等とも連携をよくしていて非常に感心した。途中まで通行どめにしてシャトルバスを運行しているが、工法について、水の流れがどうなっているのか、土砂はどうなっているのか調査をするという話を聞いた。現時点で、工法が決まって全面開通するのはいつになるのか。

道路管理課長

沼田檜枝岐線の交通であるが、現在マイクロバスで通行している。のり尻が春先の融雪で若干流され、現在は動いておらず安全を確認している。のり尻に押さえ盛り土をして安定度を高め、大型バスを通せるよう、調査、検討している。時期については未定であるが、なるべく早く抜本的な対策をして大型バスを通したい。

甚野源次郎委員

要望だが、ここを抜けてくるのを楽しみにしている方が全国に大勢いると思う。そういう意味では、安心・安全という情報発信を的確にしていくことが大事だと思うので、現地の情報について発信をしっかりとすべきではないか。

これは土木だけではなく、檜枝岐村の民宿はそれですと潤ってきているので、風評被害がないよう的確な情報発信をさらに心がけてもらいたい。村や観光協会、環境省などとの関係もあると思うが、ぜひ定期的に関与して、その上でマスコミに情報発信をしっかりとしていくことが大事だと思うので、要望しておく。

神山悦子委員

復興財源の地元負担について、土木部の予算が復興財源の中で非常に大きく占めると思う。国に対して要望して大分圧縮されたということだが、もともと幾らくらい見積もって、どの部分を圧縮し、地元負担をなるべく抑えたのか、その経緯と中身を聞く。

土木企画課長

平成28年度以降の5年間の復興事業については、昨日、国の復興推進会議の中で基本的な考え方が決定されたが、内容が大きく3点ある。

1点目は、これまで全額国費となっていたもので、今後の5カ年もそのまま全額国費となるものであり、12市町村内の市町村事業と県の事業、直轄事業で復興支援道路として進めている相馬福島道路である。

2点目は、復興枠、いわゆる復興特別会計で引き続き実施するが、地方の負担を一部低く抑えて地方負担を求めるという整理がされたものであり、直轄事業の港湾事業と、社会資本整備総合交付金の復興枠で東北道以東の事業、その他の地域での避難解除区域の12市町村に関連する事業で、東北道以西の東西連携の幹線国道等である。それについては、通常の20分の1という非常に圧縮された地方負担が生じる。

3点目は、全国共通の課題で通常事業と同じ県負担を求めるとあり、東北道以西、中通りから会津にかけての防災減災を目的とした事業である。

本県への影響であるが、先ほど部長の説明でも述べたが、相当程度は軽減されるということで、土木部所管では、5カ年間で復興特別会計分で約40億円の負担が生じることとなり、一般会計に移る分で約20億円と見込んでいる。

神山悦子委員

土木部だけでない数字だと400億円くらいだったと思うが、土木部がもともと幾らで試算し、それが幾らになって、圧縮されたのはどのくらいという金額は出るのか。

土木企画課長

40億円と20億円ということで述べたが、試算している数字はあるが今回は枠取りが示されたところであり、具体的な数字については、今後、個々に国と調整していく形になるので、額は概算で今ぐらいの額である。